○中部地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市西区堀越一丁目一〇一番から同市西区堀越一丁目一〇二番まで	前	三二・七〇～三八・五〇メートル	〇・二三三キロメートル
	後	三二・七〇～三八・五〇メートル	〇・二三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百五十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
海津市南濃町駒野奥条入会地字天満社九九番一から同市南濃町奥条字北河原四七〇番七まで	前	一九・五〇～四五・〇〇メートル	〇・一六八キロメートル
	後	一九・五〇～三六・五〇メートル	〇・一六八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十三号	名古屋市天白区梅が丘一丁目五一〇番から同市天白区梅が丘二丁目一三二〇番まで	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日

○中部地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百五十八号	海津市南濃町駒野奥条入会地字天満社九九番一から同市南濃町羽沢字川原北一〇七八番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日十二時

○中部地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	春日井市勝川町五丁目一三〇番四から同市勝川町九丁目一番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日

○近畿地方整備局告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百五十八号	勝山市鹿谷町杉俣二九字大谷から大野市横枕七字墓ノ下まで	改築	平成二十五年三月二十四日

○中国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩国市玖珂町字華石五九〇番一九から同市玖珂町字鞍懸原五〇四番七まで	前	一〇〇・〇〇～六二・〇〇メートル	〇・二七二キロメートル
	後	一〇〇・〇〇～六二・〇〇メートル	〇・二七二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	岩国市玖珂町字華石五九〇番一九から同市玖珂町字鞍懸原五〇四番七まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日

○中国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号